

川崎市交通局職員不祥事防止委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市交通局職員の不祥事防止の徹底を図るため、川崎市職員不祥事防止委員会設置要綱第8条に基づき川崎市交通局職員不祥事防止委員会（以下「局委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 局委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 不祥事防止対策の検討及び推進に関すること。
- (2) 不祥事防止に係る具体策等の推進に関すること。
- (3) 不祥事未然防止のための職場状況の収集及び意見交換に関すること。
- (4) 前各号に掲げる事項のほか、局委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 局委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は交通局長を、副委員長は企画管理部長をもって充てる。

3 委員は、課長級以上（交通局長及び企画管理部長を除く。）の職にある者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、会務を主宰する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 局委員会は、必要の都度委員長が招集し、その議長となる。

(その他職員の出席)

第6条 局委員会において必要があると認めるときは、その他の職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 局委員会の庶務は、庶務課において処理する。

(報告)

第8条 委員長は、不祥事を未然に防止するための対策を検討し、その結果を川崎市職員不祥事防止委員会の委員長に報告するものとする。

(特別対策委員会の設置)

第9条 川崎市職員不祥事防止委員会設置要綱第9条第1項の要請があった場合は、川崎市職員不祥事防止委員会事務局と協議して委員の選任を行い、速やかに交通局特別対策委員会を設置する。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、局委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年10月9日から施行する。
- 2 この要綱の制定に伴い、川崎市交通局職員汚職防止連絡会設置要綱は廃止する。

附 則

この改正要綱は、平成12年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。